

追加情報リスト

本追加情報リスト所掲の各質問（以下「本追加質問」といいます。）に対する回答は、当社取締役会及び独立委員会における十分な検討期間を確保するため、2022年9月20日までに行って頂きますようお願い致します。

- (※1) 本追加情報リストにおいて特段定義されていない用語については、2022年6月29日開催の第61期定時株主総会において承認された「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）及び2022年8月8日に大規模買付者に交付した「情報リスト」（以下「本情報リスト」といいます。）における定義に従うものとします。
- (※2) 以下において「貴社グループ」とは、貴社、直接又は間接を問わず貴社の10%以上の大株主又は大口出資者（実質的な株主又は出資者を含みます。以下同じ）、子会社及び関連会社、共同保有者及び特別関係者を意味しますが、該当する者がファンドの場合には、その各組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。
- (※3) 2022年8月25日付けで貴社より受領した本情報リストに対する回答（以下「本回答」といいます。）においては、極めて基本的な質問であるにも拘らず、明らかに不合理に情報提供がなされていない又は情報提供を拒否されている事項が複数ございますが、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために必要不可欠な情報であることから、必ず全ての項目に関して必要十分な情報を提供頂きますようお願い致します。もし仮に、このように不合理に情報提供がなされていない又は情報提供を拒否されている事項が存在する場合には、本対応方針の趣旨に則り、本対応方針に定める手続を遵守していないものとして取り扱わざるを得なくなる可能性がありますので、ご留意ください。

1 質問 No.1 に関しては、貴社単体のみならず、貴社グループに属する個人及び法人、組合その他の団体のそれぞれについて対象としておりますが、本回答 No.1 においては、貴社に関する情報のみが記載されております。

- ① 貴社グループ（定義は上記※2 をご参照ください。）に属する個人及び法人、組合その他の団体は、貴社の100%株主である島崎紀子氏（以下「島崎氏」といいます。）以外は、一切存在しないという理解で良いかご教示ください。
- ② No.1-⑥については、個人である島崎氏についても、貴社の100%株主であって、貴社には他に従業員もおられない以上、貴社と一体不可分な存在であることは明らかであり、当然ご回答頂く必要がございますので、重ねてご回答をお願い致します。

す。

- 2 本回答 No.1-⑩及び No.4 に関して、島崎氏の過去の経歴として「個人投資家」とのみ記載されておりますが、本対応方針で必要とされている情報提供としては、遺憾ながらこれでは全く不十分です。本件大規模買付行為等を行われたい動機・目的として島崎氏が当社の取締役就任する意欲を示されていることも踏まえ、島崎氏の大学（該当がなければ）以降の学歴・職歴の詳細（企業その他の組織において役員又は従業員として業務に従事したことがある場合には、その企業の名称及び役職を含みます。）については、本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼすか否かを評価する際に必須の情報であることは明らかですので、当該情報についてご回答くださるよう、重ねてお願い致します。もし仮に、このような極めて基本的な質問にもご回答頂けない場合には、本対応方針に定める手続を遵守していないものとして取り扱わざるを得なくなる可能性がありますので、ご留意ください。また、「投資経験あり」とご回答されていることに関連して下記の詳細をご教示ください。
 - ① 投資歴、投資ポリシー、投資規模、投資実績の概要
 - ② 他の者と共同して投資をしたことの有無、ある場合にはその詳細
- 3 本回答 No.4 に関して、島崎氏は過去に当社への提案行為に類する行為を行ったことはないと回答されており、本回答 No.12 において、投資目的はキャピタルゲインであり、投資理由は当社株式が割安であるためと回答されております。これまで同種の提案経験がなく、会社の経営経験もない個人投資家が、買収防衛策が導入された後に、しかも過去の株価の状況に照らして明らかに高騰した状況で、突如として、30 億円近い借入を行って上で上場会社に対して 25%の株式取得及び自身の役員としての選任を提案することは、キャピタルゲインを目的とする一般投資家の投資行動として通常ではないものと考えておりますが、そのような行動をするに至った理由、経緯等の詳細を具体的にご教示ください。
- 4 本回答 No.3 に関して、貴社グループに含まれる法人、組合その他の団体の意思決定機関に関して、該当なしと回答されておりますが、島崎氏が全て単独で意思決定をされているという理解で良いかご教示ください。
- 5 本回答 No.6 及び No.7 に関して、リ・ジェネレーション（ないし尾端氏）及び布山氏との間で関係及び面識はない旨回答されておりますが、貴社及び島崎氏のみならず、島崎氏の 3 親等以内の親族とも関係及び面識がないという理解で良いかご教示ください。ある場合には、その詳細を具体的にご教示ください。
- 6 本回答 No.12 に関して、下記の詳細をご教示ください。
 - ① 貴社における買付検討開始時期が 2022 年春と回答されておりますが、より具体的な日時及び買収検討開始の経緯の詳細を具体的にご教示ください。
 - ② 貴社設立の目的として、当社株式の取得以外の目的が存在する旨回答されており

ますが、貴社設立時以降において、具体的に実施されている当社以外への投資実績の有無、もしある場合には、時期、投資規模、投資資金の源泉（自己資金又は借入れ）等の詳細を具体的にご教示ください。

- ③ 貴社が当社株式の買付けを行った理由に関して、当社株式が割安であると回答されておりますが、近時の株価は1000円近くまで高騰しており、貴社が想定している取得株価（800円）をはるかに上回る水準で推移しているため、客観的にみて、現在の当社株価が割安であるとは考え難いものと存じます。本回答 No.18 にも関連しますが、このような足許の状況において、貴社が当社株式を割安とご判断されている合理的な理由、並びに貴社が設定している当社株式についての、取得価格に関する想定（算定根拠を含みます。）及び現実的な可能性に関する見解、想定投資利回り、投資回収期間、投資回収金額その他の投資方針に関する詳細を具体的にご教示ください。

- 7 本回答 No.14-③及び⑨に関して、貴社の資金調達先である KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.の経営者である RENNY 氏は島崎氏とビジネスを通じての知人であり、貴社が株式を取得された後の方針や取得後の当社の事業価値向上の可能性を説明したところ賛同を得られたと回答されておりますが、貴社は資本金100万円であって設立されて間もないばかりか、営業実態が全くなく、過去に投資のトラックレコードもない会社であり、また、唯一の出資者であり代表取締役である島崎氏においても過去に会社の経営経験も重要提案行為等を伴う投資経験もないにも拘らず、30億円近い資金を、借入の主要条件も確定しない状況において、自己資金かつ無担保で提供することは、通常では合理的に考え難いことは明らかかと存じます。そこで下記の詳細をご教示ください。

- ① RENNY 氏の国籍及び氏名（フルネーム。インドネシアの方の場合には、名前のみの方もいらっしゃることは認識しておりますが、一方で、正式な名前が長い場合に通称を多く用いることもあると認識しております。RENNY 氏は、通称ではなく、正式なお名前であるということであれば、その旨ご教示ください。）
- ② 島崎氏と RENNY 氏との間のビジネス上のつながりの具体的な内容
- ③ 貴社が RENNY 氏に説明した、貴社が株式を取得された後の方針や取得後の当社の事業価値向上の可能性の具体的な内容（貴社にてご作成された事業計画の内容を含め、当社にご提供頂いた程度の情報では、上記のような30億円近い資金を自己資金かつ無担保で提供する融資の判断は、客観的にみて非常に困難であることは明らかかと存じます。）
- ④ ご開示頂いた融資証明書に記載されている条件以外の借入に係る条件の有無及びもし有ればその内容の詳細

- 8 本回答 No.14-⑤に関して、KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.の財務内容について開示の必要性がないとして開示を拒否されておりますが、上記7.のとおり、KUAMG

HYM SINGAPORE PTE. LTD.が、自己資金かつ無担保で貴社に対して 30 億円近い資金提供をすることについては、通常では想定し難い取引であり、そうである以上、客観的にみて、KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.こそが本件大規模買付行為等を企図されている実質的な主体なのではないかとの合理的な疑念を抱かざるを得ませんので、同社の財務内容（貸借対照表及び損益計算書の内容を含みます。）を具体的にご教示頂くことは必須と考えております。この点、ご回答くださいますよう、重ねてお願い致します。

- 9 本回答 No.18 に関して、開示頂いた事業計画には貴社の投資資金の回収に関する計画は記載されておらず、また、借入れに対する返済計画も記載されていませんが、貴社は資金提供元である KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.に対して資金回収計画及び返済計画を提出しないにも拘らず、30 億円近い借入れが承認されたという理解で良いかご教示ください。
- 10 本回答 No.19 に関して、市場での売却、自社株買い等も選択肢であるが、具体的な譲渡先は現状決めていないと回答されておりますが、貴社は本回答 No.12 において、投資目的はキャピタルゲインであるところ、投資目的がキャピタルゲイン（の獲得）のためであれば、当然ながらその投資につき回収が予め想定されているはずで、しかも、本件では本件大規模買付行為等に要する資金全額を借入れによって賄うものとされており、そのような資金の外部調達を伴うキャピタルゲインを目的とした投資である以上、当然のことながら、株式保有期間、投資の回収の方法・相手方・内容・時期等について一定の方針を保有されていると理解しておりますので、それぞれについて具体的な内容を詳細にご教示ください。
- 11 ご提出頂いた事業計画書については、下記①から⑥のとおり、具体的な言及がまったくなかったり、同一資料内の記載で矛盾ないし齟齬が非常に多くみられます。事業計画は、本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼすか否かを評価する際の中核的な情報の一つであって、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために必要不可欠な情報であって、その内容を正確に理解できるようにして頂くことが必須ですので、下記の詳細をご教示ください。
 - ① 2 頁「1. 主な施策」に記載の事項に関して、「単価アップにより粗利率の改善」とありますが、3 頁以降には、3 頁に「4℃」様及び「フェスタリア」様との「経常利益比較」の表がある他、粗利率の比較も記載されておらず、どのような商品について、どのように粗利率の改善を図るのかを含めて、まったく具体的な言及がありません。
施策の詳細を具体的に（具体的に、どのような商品ないし商品群に関して、どのような方法で粗利率を改善することを想定されているのか、それによって、当社業績にどのような影響が生じるを見込むのかを含みます。）ご教示ください。

また、上記3頁「経常利益比較」の表は、純利益の比較をされているものと理解していますので、必要な訂正をお願いします。

- ② 同じ箇所、「ECによる販売増」とありますが、3頁以降には、まったく具体的な言及がありません。施策の詳細を具体的に（具体的に、どのような商品ないし商品群について、どのような顧客層をターゲットとして、どのような方法で行い、どの程度の販売増が見込まれるのか、また、ECの実施に必要な投資その他の費用との関係で、当社業績にどのような影響が生じることを見込むのかを含みます。）をご教示ください。
- ③ 3頁「2. 同業種比較」に記載の事項に関して、「フェスタリア」様の女性役員の登用状況について女性監査役有りと記載されており、「フェスタリア」様とは、フェスタリアホールディングス株式会社様を指すと理解しておりますが、同社の公表情報から確認できる限り、同社には女性の監査役も女性の取締役も存在しておりません。貴社が島崎氏を女性役員として派遣することを提案されている状況において、競業他社における女性役員の登用状況につき、このような誤った情報提供をすることは株主及び投資家の皆様を誤信させるものですし、フェスタリアホールディングス株式会社にもご迷惑になるところですので、極めて悪質であると考えております。直ちに資料をご訂正頂くとともに¹、このような記載をされた意図を具体的にご教示ください。
- ④ 4頁「3. 含み益資産の売却」に記載の事項に関して、当社本社ビルの路線価（平成18年度970千円/㎡、令和4年度1,640千円/㎡）を記載している一方で、実際の想定評価額では路線価を用いておりません。想定評価額の根拠が不明であり、このままの提案では合理性に乏しく、真摯な提案とは到底評価し難いため、どのような手法で算定したものか詳細を具体的にご教示ください。

なお、想定評価額の根拠のご回答に当たり、

- (i) 取引事例比較法であれば比較衡量した対象取引の詳細を、
 - (ii) 原価法であればベースとなる標準土地価格を査定した論拠と、対象となる土地の特殊性をどのように勘案したかの詳細を、
 - (iii) 収益還元法であれば、賃貸収益の前提となった将来計画の詳細を、
 - (iv) 開発法であれば販売総額から建築等開発事業に擁する費用を控除して求めていると思われるので、その概算値の詳細を、
 - (v) そのほかの手法を用いた場合には、前提となる基礎数値の引用論拠と将来計画の試算前提などの詳細を
- 具体的にご教示ください。

¹ 「4℃」様についても、株式会社ヨンドシーホールディングス様を指すと理解しておりますが、同社は、監査役設置会社ではなく、取締役（監査等委員）とすべきものと存じますので、併せて、ご訂正ください。

⑤ 同じ4頁「3. 含み益資産の売却」に記載の事項に関して、事業計画書6頁以降の記載との下記の各齟齬について、その理由の詳細を具体的にご教示ください。

(i) 4頁では、当社本社ビルの「土地」の売却(セールスアンドリースバック)をご提案されながら、事業計画書6頁「6. 連結BS見込み推移 資産2020年3月期～2025年3月期」においては、固定資産中の「土地」の計上額が2023年3月期以降もほぼ減少しておりません。

(ii) 4頁には、当社本社ビルの土地の売却益1,345百万円と記載されているのに対して、事業計画書8頁「8. 連結PL見込み推移2020年3月期～2025年3月期」において固定資産売却益が998百万円と記載されており、一致しておりません。

(iii) 4頁では、想定土地売却額3,000百万円と記載されているのに対して、事業計画書9頁「9. 連結CF計算書見込み推移2020年3月期～2025年3月期」においては、固定資産売却の収入が1,000百万円と記載されており、一致しておりません。

(iv) 4頁では、土地をセールスアンドリースバックした場合の追加コストを56百万円と記載されているところ、事業計画書10頁「9. 連結販売費及び一般管理費見込み推移2020年3月期～2025年3月期」において本社土地の賃料が19百万円と記載されており、一致しておりません。

⑥ 8頁「8. 連結PL見込み推移 2020年3月期～2025年3月期」に記載の事項に関して、2023年3月期から2025年3月期の売上高計画において、「コロナ前×90%」、「2%成長」と記載されているところ、表内の数値が、当該コメントどおりの計算数値になっておりませんが、その理由の詳細を具体的にご教示ください。

12 本回答No.22に関して、「顧客、取引先については」変更を「想定していない」と回答されていますが、それ以外のステークホルダー(従業員等)については、ご回答を頂いておりません。貴社による大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループ会社の従業員との関係に関して想定されている変更の具体的な内容を詳細にご教示ください。

13 本回答No.23に関して、島崎氏は過去に会社経営に関与したことはなく、女性役職員の登用実績もないと回答されておりますが、それにも拘らず、島崎氏が役員として当社の経営に携わることで女性役職員の登用が可能であるとする具体的な理由と、実際に当社において実施されることを想定されている具体的な方法及び評価方法等(定期的な面接、現状の評価方法や評価項目の添削の具体的な内容を含みます。)の具体的な内容を詳細にご教示ください。なお、この点との関連からも、上記の本追加質問2の柱書記載の、島崎氏の大学(該当がなければ)以降の学歴・職歴の詳細へのご回答は必須と考えております。

14 本回答No.25-①及び③に関して、他社に関する事項であるため回答を差し控えるとの

ことですが、当該質問を含め、情報リストに記載の質問は全て、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために必要不可欠な情報です。太洋物産に関する質問事項は、島崎氏の過去の上場会社に対する投資行動に関わる事項であり、また、大規模買付者の範囲を判断する上でも重要な事項であって、本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼすか否かを評価する際に必須の情報であることは明らかなので、当該事項についてご回答くださるよう、重ねてお願い致します。

- 15 本回答 No.27 及び No.28 に関して、いずれも、「『本件法律事務』以外の事項に関しては回答する（できる）立場にありません」として回答を拒絶されておりますが、当社の当該各質問は、貴社ないし当該複数の他者がいかなる委任を行っているかないしいかなる受任をしているかを問うものではなく、複数の客観的な事実関係に基づき、貴社代理人弁護士が関連する貴社と複数の他者との人的関係・繋がりについて質問をしているものであって、大規模買付者の範囲を判断する上でも重要な事項であり、本件大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼすか否かを評価する際に必須の情報であることは明らかなです。このため、貴社が回答を拒絶された理由は質問に対する回答としても合理性がなく、質問の趣旨に対応したものではありませんので、ご質問した各人との人的関係・繋がりにつきましてご回答くださるよう、改めてお願い致します。
- 16 本回答 No.29 に関して、島崎氏の親族関係につきましては、私的事項であるため回答は差し控えるとのことですが、当社の本年 6 月開催の定時株主総会で約 63%の多数の株主の皆様のご賛成で承認された本対応方針でも、大規模買付者の特別関係者の情報は提供の対象となることが明示されているところ、①貴社が、島崎氏の 100%出資による従業員のない会社であって、設立されてからわずか 3 か月余りであって、営業実態の全くない 1 人会社であることからすれば、貴社と島崎氏とは実質的に一体であって、その配偶者に関する情報は特別関係者の情報として提供すべきであること、及び②貴社が当社株式を 25%取得した場合には、当社が貴社の関係会社となるため、本件大規模買付行為等の是非を判断する上で重要な事項であることから、島崎氏の親族関係につきましても情報をご提供頂くことが必須です。もし仮に、島崎氏の配偶者とプリンシパル・コーポレーションの取締役であった島崎晋輔氏の同一性に関する質問にご回答頂けない場合には、本対応方針に定める手続を遵守していないものとして取り扱わざるを得なくなる可能性がありますので、ご留意ください。また、同一人物である場合には、質問リスト No.29 及び No.30 に記載の各質問に関して、島崎晋輔氏に係る事項につき具体的にご回答ください。
- 17 島崎氏の配偶者と株式会社プリンシパル・コーポレーション（その後、「グローバルアジアホールディングス株式会社」に商号変更。以下「プリンシパル」といいます。）の取締役であった島崎晋輔氏とが同一人物である場合には、下記の詳細をご教示くださ

い。

① 瀧澤氏と島崎晋輔氏の面識・関係の有無、ある場合には、その詳細。なお、プリンシバルと瀧澤氏が支配する法人との間には以下の関係が客観的に認められることから、当社としては、瀧澤氏と島崎晋輔氏の間には面識・関係があると考えるのが自然ではないかと考えております。

- ・ プリンシバルは、島崎晋輔氏が同社の取締役就任した翌日である 2012 年 6 月 27 日、瀧澤氏が実質支配する有限会社トーヨーコーポレーション（96.7%の株式を株式会社トーヨーコーポレーションが保有。代表者は取締役である瀧澤氏）に対し、4.6 億円の資金調達のため新株予約権を発行しており、同社は、同日付けでこの新株予約権の 8 割を行使し、2000 万株を取得してプリンシバルの筆頭株主（保有比率 21.24%）となっていること
- ・ プリンシバルは、島崎晋輔氏が同社の IR 担当取締役に在任中の 2013 年 10 月 29 日、再び、瀧澤氏が 100%株主である株式会社ティーティーアイに対し、約 5 億円の資金調達のために、第三者割当ての方法により自己新株予約権を処分しており、同社は、同年 11 月 14 日付けで新株予約権を全数行使して、プリンシバルの筆頭株主である主要株主（保有比率 15.79%）となっていること

② リ・ジェネレーション（ないし尾端氏）と島崎晋輔氏の面識・関係の有無、ある場合には、その詳細。なお、プリンシバルとリ・ジェネレーションの間には以下の関係が客観的に認められることから、当社としては、リ・ジェネレーション（ないし尾端氏）と島崎晋輔氏の間には面識・関係があると考えるのが自然ではないかと考えております。

- ・ リ・ジェネレーション（当時の商号は、株式会社 N&M マネージメント）は、2011 年に大阪証券取引所ジャスダック市場に上場していた株式会社シスウェーブホールディングス（以下「シスウェーブ」又は変更後の商号を用いて「SOL Holdings」若しくは「ソルガム」といいます。）の株式を市場外で取得し、筆頭株主の地位にあった（株券等保有割合 26.62%）ところ、シスウェーブは、2012 年 11 月 5 日、NDC Investment Pte. Ltd.（以下「NDC investment」といいます。）の SPC である Greenfield s Holdings Limited に対し、発行価額と行使価額による合計 1.4 億円（同時に行った新株発行による調達額を合わせると 2.3 億円）の資金調達のため、新株予約権を発行していること
- ・ プリンシバルは、島崎晋輔氏が同社の取締役就任した翌日である 2012 年 6 月 27 日、上記と同じ NDC Investment に対して、発行価額と行使価額による 2.8 億円の資金調達のため、新株予約権を発行していること

18 能勢元氏及び星野智之氏は、以下のとおり、島崎晋輔氏が取締役在任中のプリンシバルの資金調達に、引受先の紹介という形で関与しているところ、両名はソルガム及び島崎

氏が 2021 年 9 月末日時点で持株割合にして 2.33%の大株主であった太洋物産の資金調達にも、同様の形で関与しております。そこで、能勢元氏及び星野智之氏と貴社、島崎氏及び島崎晋輔氏との関係及び面識の有無をご教示ください。ある場合には、その詳細を具体的にご教示ください。

- ・ プリンシパルは、2012 年 6 月 27 日、NDC Investment に対して、発行価額と行使価額による 2.8 億円の資金調達のため、新株予約権を発行しているところ、NDC Investment を紹介したのは、(前記有限会社トーヨーコーポレーションへの発行も含む)「本ファイナンスのフィナンシャルアドバイザーである星野」智之氏が代表取締役を務める株式会社ビッグヒット(以下「ビックヒット」といいます。なお、KHNG 株式会社は、ビッグヒットが 2 回の商号変更を経た後の同一の会社と認識しています。)であり、ビッグヒットがプリンシパルと接点を持ったのは、「当社が平成 24 年 3 月 22 日に設置いたしました、社外調査委員会の委員であり、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の代表取締役を務める能勢元氏に対し、社外調査委員会による調査終了後、能勢元氏と他社上場企業の開示の業務において兼ねてから取引のある株式会社ビッグヒットの代表取締役である星野智之氏より、当社を紹介して頂きたいという要請があった」ことによるものとされている²。
- ・ ソルガムは、2017 年 11 月 30 日、第三者割当ての方法による新株及び新株予約権の発行を行ったところ、そのうち新株 238,095 株(1 株当たり 105 円、計約 2500 万円相当)及び新株予約権 2380 個(発行価額計約 83 万円、行使価額計約 5000 円相当)を引き受けた Ibuki Japan Fund(ケイマン諸島信託口、代表者松木悠宣)について、「当社の会計顧問であります税理士法人東京フィナンシャル会計事務所の公認会計士能勢元氏...から知人である KHNG の代表取締役である星野智之氏の紹介を受け相談したところ、平成 29 年 9 月に同社の取引先である Ibuki Japan Fund の紹介を受けました」とされている³。
- ・ 太洋物産は、2020 年 9 月 30 日に新株発行を行っているところ、その際のフィナンシャル・アドバイザーについては、「当社の財務コンサルティング業務を担っていた支援機関との契約修了に伴い当社元監査役より紹介を受け、平成 23 年から助言や支援を行っていただいている公認会計士であり、当社と業務委託を締結している税理士法人東京フィナンシャル会計事務所の代表社員である能勢元氏より、令和 2 年 7 月にご紹介を受けたフィナンシャル・アドバイザーとして KHNG 株式会社を選定し、KHNG 株式会社を通じて当社と前述の事業シナジーが見込める株式会社敷島ファーム、株式会社タキハチの各事業会社に資本増資の引き受け可否

² プリンシパル・コーポレーションによる 2012 年 6 月 8 日付け適時開示「第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ」参照。

³ ソルガム・ジャパン・ホールディングスによる 2017 年 11 月 14 日付け適時開示「第三者割当による新株式及び第 10 回新株予約権発行に関するお知らせ」参照。

について打診」したとされている⁴。

以 上

⁴ 太洋物産による2020年9月11日付け適時開示「第三者割当による新株式の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」参照。